

長崎市労政だより

長崎市や関係機関からの雇用・労働関連のお知らせをお届けしています。

~令和2年10月30日号~

●長崎市からのお知らせ

- 1 採用オンライン化アドバイザー派遣事業について
- 2 令和2年度長崎人権問題講演会について
- 3 アルコール関連問題啓発週間について

●厚生労働省からのお知らせ

- 4 長崎県最低賃金額の改定について
- 5 業務改善助成金について
- 6 育児・介護休業法について
- 7 過労死等防止について

●長崎県からのお知らせ

- 8 労働相談&あっせんについて
- 9 長崎県離職者雇用促成助成金について
- 10 チャレンジ体験就労補助金について
- 11 採用力向上支援事業の実施について



1 採用オンライン化アドバイザー派遣事業について

オンライン採用の新たな導入や改善に取り組む市内事業者に対し、採用活動の専門家を派遣 し、導入・運用に向けたアドバイスを無料で行うものですので、どうぞご活用ください。

こんなお悩み解決します!!

- ・必要なのはわかっているけど、オンラインには抵抗がある…
- ・オンラインだと相手の本音や感情がわからない…
- ・リアルとオンラインの使い分けが難しい…
- ・実施してみたけど、もっと効率的・効果的に実施したい!



【アドバイザー】

(株)アソウ・ヒューマニーセンター 中平 佳菜子氏 (略歴)

前職で人事・採用部門を約10年経験した後、現在は㈱アソウ・ヒューマニーセンターにて新卒採用担当として活躍中。

コロナ禍で、自社の採用においても、説明会から内定承諾までをすべてオン ラインで実施し、採用計画を上回る内定承諾を獲得。

対象事業者

長崎市内に本社又は事業所を有し、新たにオンライン化に**取り組む事業者**または、既にオンライン化に取り組んでおり、<u>改善を試みる事業者</u>

※長崎県内就職応援サイト<u>「Nなび」への企業情報登録</u>を行っている事業者 に限ります。

派遣の流れ

①電話またはメールで申し込み(以下参照)

②アドバイザーが訪問し、相談・指導 ※派遣先は長崎市事業所に限る

派遣回数

1事業者につき、最大3回まで

派遣期間

令和3年3月12日(金)まで

費用無料

お申込み 問い合わせ 【事業受託者】※平日9時~17時 株式会社アソウ・ヒューマニーセンター長崎支店 TEL 095-826-9800 MAIL nagasaki@-work.jp

2 令和2年度長崎市人権問題講演会について

令和2年度長崎市人権問題講演会

「木久蔵流 笑うが一番~笑いを通じて人権を考える~」

落語家の林家木久蔵さんを招き、コロナ禍の中、様々な人権問題が浮き彫りになった 今年の最後に、人権についてわかりやすくユーモアを交えながらお話しいただきます。

日時

令和2年12月21日(月)

午後2時~午後3時50分(開場:午後1時30分)

場所

長崎市民会館文化ホール(魚の町5番1号)

講師

はやしや きくぞう

林家 木久蔵 氏(落語家)

定員

324人(先着申込順)

象饺

どなたでも

入場料

無料

申込方法

電話、長崎市人権男女共同参画室窓口及び市ホームページより お申し込みください。

一時保育

あり(1歳~就学前)※要予約(令和2年12月11日(金)まで) ご希望の方は下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先

長崎市人権男女共同参画室 TEL:095-826-0026

その他

手話通訳・要約筆記あり

【市ホームページURL】

https://www.city.nagasaki.lg.jp/shimin/190000/194000/p028686.html



※新型コロナウイルス感染症拡大防止に関するお願い※

- ご来場の際は、マスク着用をお願いいたします。
- •37.5度以上の発熱がある方、体調がすぐれない方、また、同居のご家族等に同様の症状がある方におかれましては、ご来場をご遠慮いただきますようお願いいたします。
- ・来場者の把握のため、ご来場された方の「氏名」、「緊急連絡先」を確認させていただき、 名簿を作成させていただきます。本名簿については、一定期間保管し、必要に応じて保健所 などの公的機関へ提供する場合がありますので、ご了承ください。
- その他、新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る対応にご協力いただく場合があります。

3 アルコール関連問題啓発週間について

11月10日~11月16日は、「アルコール関連問題啓発週間」です

お酒は適量を楽しく飲めば、ストレスや緊張を和らげたり人間関係を円滑にしたりするなどの効果があります。しかし、お酒に含まれるアルコールには依存性があり、習慣的に飲み続けると「アルコール依存症」になる危険性があります。依存症になると健康を損ねるばかりか、社会的・経済的なトラブルを引き起こし、仕事や家庭など大切なものを失うことになりかねません。

毎年、11月10日から11月16日までは「アルコール関連問題啓発週間」です。この機会にあなたのお酒の飲み方を見直してみませんか。

1.アルコール依存症とは

アルコール依存症は、アルコールへの欲求が病的に強くなり、「これ以上飲んではいけない」と思っても自分ではコントロールできず、お酒をやめることができなくなる病気です。

................

大量飲酒によって生じる身体への影響

脳 アルコール依存症 口腔がん 喉頭がん 認知症 食道がん うつ病 睡眠障害 肝臓 脂肪肝 心血管系 アルコール性肝炎 高血圧 肝硬変 不整脈 肝臓がん 虚血性心疾患 心筋症 大腸がん 膵臓 (結腸・直腸がん) 糖尿病 痛風/脂質異常/末梢神経障害/ 膵炎 その他 乳がん(女性) 膵がん 胎児性アルコール症候群(妊婦の飲酒による)

大量飲酒によって生じるこころへの影響

過度な飲酒は心理的視野が狭まり、衝動性や攻撃性が高まるため、自殺に直結しやすくなります。また、飲酒が原因で周囲との関係が悪化して孤立を深めてしまうと、自殺のリスクはさらに増大します。

3 アルコール関連問題啓発週間について

2.お酒の適量を知って、飲み方をコントロールしよう

厚生労働省が推進する「健康日本21」の中では、アルコール依存症の発症リスクが 少ない節度ある適度な飲酒は壮年男性の場合、純アルコール量換算で1日20g以下であ ると言われています。1日の飲酒量がこの3倍以上になると「飲みすぎ」となり、アル コール依存症になるリスクが高まると言われています。

毎日の飲酒習慣がある人は、まずは日頃から量をコントロールできる飲み方をする、 1週間に1~2回飲まない日をつくるなどの習慣を身につけるようにしましょう

~1日あたりの適正飲酒量~

| 種類(度数) | 純アルコール約20g量 | |
|----------------|-------------------|--|
| ビール(5度) | ロング缶1本(500ml) | |
| 日本酒(15度) | 1合(180ml) | |
| ワイン(14度) | グラス1.5杯(約180ml) | |
| ハイボール(7度) | 350ml缶1本 | |
| ストロングチューハイ(9度) | 350ml缶4/5本(280ml) | |

~CAGEテスト~

- □ 酒量を減らさなければと思ったことがある
- □ 他人に飲酒を非難され、気に障ったことがある
- □ 自分の飲酒について罪悪感を抱いたことがある
- □ 迎え酒をして二日酔いを治そうとしたことがある

※ CAGE テストは、イギリスで生まれたアルコール依存症を判定するテストです。

2項目以上当てはまる時は、アルコール依存症の疑いがありますので、専門医にご相談されることをお勧めします。

3.相談できますお酒の悩み

アルコール依存症は、本人の意思や力だけでは回復が非常に難しいため、専門家の支援が必要です。長崎市地域保健課では、アルコール問題を抱えたご本人やご家族からの相談をお受けしています。どうぞ、お気軽にご相談ください。

電話095-829-1311 (精神保健福祉相談室直通)時間8:45~17:30 月~金(祝日除く)

~その他の相談窓口~

◆独立行政法人国立病院機構 久里浜医療センター

ホームページ: http://www.kurihama-med.jp/

専門のソーシャルワーカーによる相談

電話046-848-1550 (月曜~金曜9:00~17:00



4 長崎県最低賃金の改定について

長崎県の最低賃金については、令和2年度の改定により前年度の「1時間790円」から 3円引き上げられ1時間793円となりました。

長崎県で働くすべての方へ。 確認しましょう! これまでの最低賃金 790円

最低賃金



793用



[発効日] 令和2年10月3日

最低賃金額以上かどうかの調べ方

【計算例】

- ① 時間給の場合時間給≥793円
- ② 日給の場合 日給÷1日の所定労働時間≧793円
- ③ 月給の場合

年間所定労働日数:240日

月額: 126, 720 円 所定労働時間: 8 時間 ※最低賃金額との比較にあたって次の賃金 は算入しません。

- ① 精皆勤手当、通勤手当、家族手当
- ② 時間外、休日、深夜労働に対する賃金
- ③ 賞与等、臨時の賃金

で働いている場合、計算式に当てはめると、

月給 126, 720 円×12 か月 年間所定労働日数 240 日×8 時間

= 792円 < 793円 【この場合は最低賃金額を満たしていないことになります。】



詳しくは、厚生労働省長崎労働局労働基準部賃金室 ◎ 095-801-0033 または最寄りの労働基準監督署までお問い合わせください。



5 業務改善助成金について

『業務改善助成金』は、生産性を向上させ、「事業場内で最も低い賃金(事業内場最低賃金)」 の引き上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。

助成金の概要

事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、<u>設備投資(機械設備、コンサルティング導入や人材育成。教育訓練)などを行った場合に、その費用の一部を助成します</u>。

活用事例はHPをご覧ください!

生産性向上の事例集 厚生労働省



| コース区分 | 引上げ額 | 引き上げる 労働者数 | 助成 上限額 | 助成对最事漢場 | 助成率 |
|----------|-------|---------------|-----------|---|--|
| 25円コース 2 | 25円以上 | 1人 | 2 5 万円 | 以下の2つの要件を 満たす事業場 ・事業場内最低賃金と 地域別最低賃金の差額が 30円以内 ・事業場規模100人以下 | 【事業場内最低賃金 850円未満】 4/5 (※2) 生産性要件を満たした場合は 9/10(※1) |
| | | 2~3人 | 40万円 | | |
| | | 4~6人 | 60万円 | | |
| | | 7人以上 | 80万円 | | |
| 30円コース | 30円以上 | 1人 | 30万円 | | 【事業場内最低賃金 850円未満】 4/5 (※2) 生産性要件を満たした場合は 9/10 (※1) 【事業場内最低賃金 850円以上】 3/4 生産性要件を満たした場合は 4/5 (※1) |
| | | 2~3人 | 5 0 万円 | | |
| | | 4~6人 | 70万円 | | |
| | | 7人以上 | 100万円 | | |
| 60円コース | 60円以上 | 1人 | 60万円 | | |
| | | 2~3人 | 90万円 | | |
| | | 4~6人 | 150万円 | | |
| | | 7人以上 | 230万円 | | |
| 90円コース | 90円以上 | 1人 | 90万円 | | |
| | | 2~3人 | 150万円 | | |
| | | 4~6人 | 270万円 | | |
| | | 7人以上 | 450万円 | | |

お問い合わせ先 長崎働き方改革推進支援センター

長崎市五島町プレジデント長崎2階 TEL: 0120-168-610

申請先 長崎労働局 雇用環境·均等室 095-801-0050

申請期限 令和3年1月29日(金)

6 育児・介護休業法について

育児・介護休業法の改正により、令和3年1月1日から、

子の看護休暇・介護休暇が時間単位で取得できるようになります。

ほかにも育児・介護休業法は、両親が協力して育児休暇を取得できるような特例もあり、厚生 労働省のホームページで、動画等でわかりやすく説明されていますので、ぜひご活用ください。

育児・介護休業法



7 過労死等防止について

11月は「過労死等防止啓発月間」です!

- Q 過労死等とは?
- A 業務における過重な負荷による脳・心臓疾患や業務における強い心理的負荷による精神障害 を原因とする死亡やこれらの疾患のことです。
- Q 働きすぎによる健康障害を防止するために必要なことは?
- A 事業主は労働者の健康づくりに向け、積極的に支援すること、労働者が自らの健康管理に努 めることが必要です。
- Q 職場のハラスメントの防止に向けて取り組むべきことは?
- A 令和2年6月1日から、職場におけるパワーハラスメント防止対策が大企業の義務となりまし た。(中小企業は令和4年4月31日まで努力義務)

事業主は、予防から再発防止に至るまで一連の防止対策に取り組み、職場のハラスメントを 防止しましょう。

労働条件等に関する相談 労働条件相談ほっとライン 0120-811-610

平日17:00~22:00/土日祝日9:00~21:00

(12/29~1/3を除く)

セクハラ、パワハラに関する相談 ハラスメント悩み相談室 0120-714-864

平日12:00~21:00/土日10:00~17:00

(祝日及び12/29~1/3を除く)

8 労働相談&あっせんについて

働く方と事業主の間のトラブル解決のお手伝いをします。

こんなことでお困りのとき

- ●会社から解雇されたが、理由があいまいで納得できない。
- ●パートで働いているが、 時給を引き下げられたことに納得ができない。
- ●社長から退職を強要されており、我慢の限界だ。
- ●従業員にやむを得ない事情で転勤命令を出したが、拒否されている。

あっせんでは、**あっせん員**(弁護士・労働組合役員。会社経営者など)が労使双方の主張を聞き、話し合いによる解決をお手伝いします。

長崎県内の事業所と労働者が利用でき、パートタイマーやアルバイトの方も、 **費用無料**で相談いただけます。

あっせんの申し込みをご希望の場合は、県の労働相談情報センターなどで労働 相談をし、その旨を申し出てください。

労働相談先 長崎県労働相談情報センター

〒850-8570 長崎市尾上町3-1 長崎県庁行政棟5階 フリーダイヤル 0120-783-258 0120-783-369 TEL 095-821-1457 095-820-0166 (土日・祝祭日、年末年始除く)



9 長崎県離職者雇用促進助成金について

長崎県離職者雇用促進助成金とは・・・

新型コロナウイルス感染症の影響により、離職等を余儀なくされた方を期間の定めのない労働者として雇い入れ、事業の継続・拡大を図る県内の中小企業事業主に対して、1人あたり30万円支給される助成金です。

支給要件(以下の全ての要件を満たすこと)

- 口令和2年4月1日以降に新型コロナウイルス感染症の影響により離職した対象者を令和2年12月11日までに、正規雇用(無期雇用)したこと。
 - ※新型コロナウイルス感染症に関係なく離職した労働者は対象外となります。
- 口対象者1週間の所定の労働時間が20時間以上であり、雇用保険に加入していること。
- 口対象者の雇い入れの前日から起算して6ヶ月前の日から交付請求日までの間に、従業員を事業主の都合で解雇していないこと。
- □対象者が雇い入れた日かた3か月を経過する日までに離職していないこと。 ※令和2年10月9日以前に雇い入れている場合は、令和3年1月9日時点で離職してい ないこと。
- 口長崎県税の未納がないこと。
- ※その他不支給要件等もありますので、ホームページ等でご確認ください。

◎申請書の記載例を掲載した「申請マニュアル」や「申請様式」は、長崎県のホームページからダウンロードできます。

長崎県離職者雇用促進助成金



申請期限:令和2年12月18日(金)まで【必着】

※予算の上限に達した場合は申請期限を切り上げる可能性がありますので、お早めに申請ください。

お問い合わせ先 長崎県産業労働部 雇用労働政策課 労政福祉班 〒850-8570 長崎市尾上町3-1 ☎095-895-2714

10 チャレンジ体験就労補助金について

チャレンジ体験就労補助金とは…

- ・新型コロナウイルス感染拡大の影響により、解雇・雇止め・内定取り消しをされた離職者等を対象に、採用選考過程で体験就労(有給)を行う事業主の方へ長崎県が補助金を交付します。
- ・採用選考の過程で実際に就労させ、労働者の適正や業務遂行能力を確認していただく ことで、事業主と労働者のミスマッチを防ぐことを目的としています。

<こんな場合にご活用いただけます>

- ・履歴書と面接だけでは本人の適性がよく分からない。
 - ・未経験者の採用に不安がある。
 - ・長く働ける人を採用したい。

補助金の交付額

対象者1人当たり

日額16,000円(最大24万円)

- 1事業主当たり、最大15日間の日数を付与(日数の範囲内で事業計画を策定可能です。)
- ・体験就労者の賃金、保険料、指導者の賃金相当額等として、1人当たり日額1万6千円 を補助(1事業主当たり上限24万円)

申請手続

- ①採用選考開始前に、事業計画書を添付した補助金交付申請書を提出いただき、交付決定を 受ける必要があります。
- ②労働局(ハローワーク)が行う各種雇い入れ又は人材育成に係る助成金との併給はできません。
 - ※労働局の各種助成金についての詳細は、最寄のハローワークへお問い合わせください。

その他対象要件等については、長崎県公式ホームページをご覧ください。

https://www.pref.nagasaki.p/section/koyo/

チャレンジ体験就労補助金



お問い合わせ先 長崎県雇用労働政策課 TFI 095-895-2711

11 採用力向上支援事業について

採用力向上支援とは…

令和2年4月に開設した長崎県人材活躍支援センターに採用力向上支援員を配置し、各市町や商工会・商工会議所等との連携のもと、伴走型で県内中小企業の皆様の人材確保の取組を支援しています。

支援員が企業の皆様との対話をもとに、職場環境や採用活動の課題を整理し、適切な支援策のご紹介等を通じて採用力強化のお手伝いをします。また、人材確保の取組に要する経費の支援も行なっておりますので、人材確保にお悩みの企業様はぜひご相談ください。

1.採用力向上支援員による伴走型支援

(1)対象 長崎県内の中小企業等

(2)実施期間 令和2年度から

(3)内容・企業支援活動や総務・人事部門での経験を有する採用力向上支援

員(長崎3名、佐世保1名)が、企業訪問やヒアリングを通じ、人材確保にかかる課題整理(就業環境や採用活動で改善や強化が必要

な点など)のお手伝いをします。

• 各社の課題に応じた支援策や改善策を提案・助言します。

(4)支援にかかる費用 無料

(5) 申込方法 県雇用労働政策課(095-895-2711) までご連絡ください

2.採用力向上に関するセミナーの開催

・人材確保に向けた各種ノウハウ等に関するセミナーをオンラインで実施します。 ※令和2年12月以降予定。詳細決定後、ホームページ等でお知らせします

長崎県 採用力向上支援



11 採用力向上支援事業について

- 3.採用力向上推進事業【長崎県商工会連合会への委託事業】 県内中小企業等の採用力向上の取組にかかる経費を支援します。
- (1)対象 常用雇用者概ね30人未満の中小企業
- 企業情報や求人情報を県に提供し、事業実施後は採用結果等を報告すること (2)条件
- 令和3年1月29日まで(事業実施は令和3年2月10日まで) (3)受付期間
- ※予算がなくなり次第終了となります
- (4) 支援内容 採用力向上のための事業であって、下記に例示するような取組。
 - ア)採用力向上のための専門家個別派遣
 - 求人や採用における課題抽出及び改善のための専門家派遣等 ※1回の指導につき原則2時間を上限とし、派遣回数は3回まで
 - イ)採用力向上のためのコンサルティング
 - 就業規則等の諸規定整備に関する専門家への委託
 - 販路拡大・付加価値向上を通じた採用力強化の取組 ※地域産業活性化計画における注力分野の事業者に限ります
 - ・事業者紹介パンフレット・動画、会社案内ホームページ制作
 - 合同企業説明会等への出展費用
 - ウ)民間有料求人広告掲載等 民間有料求人広告掲載等 ※1企業1回を限度とします



(5)支援額 上記ア及びイ 上限額30万円

上記ウ 上限額10万円

※複数の事業を実施する場合でも、

1事業者に対する支援上限額は30万円です。

- (6) 申込方法等・事業の実施に先立ち、商工会又は商工会議所を経由して、申請書等の必 要書類を提出いただく必要があります。
 - このため、経費の支援を希望される方は、まずお近くの商工会又は 商工会議所にお問い合わせください。

お問い合わせ先

- 1.事業全般 長崎県 雇用労働政策課 産業人材対策班 TEL 095-895-2711 FAX 095-895-2582
- 2.採用力向上推進事業 (1) お近くの商工会及び商工会議所
 - (2) 長崎県商工会連合会 起業支援課 TEL 095-824-5413 FAX 095-825-0392